

第十六回 参議院内閣委員会會議録第七号

昭和二十八年七月二日(木曜日)午前十時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 上原 正吉君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

井上 知治君
白波瀬米吉君
田中 啓一君
高瀬莊太郎君
松永 義雄君
松原 一彦君

政府委員

内閣官房長官 福永 健司君
行政管理局長 菊池 義郎君
行政管理局次長 大野木克彦君
大蔵大臣官房長 森永貞一郎君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 会専門員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

第一部 内閣委員会會議録第七号

昭和二十八年七月二日【参議院】

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員の説明を求めます。

○政府委員(菊池義郎君) 説明に先立つてちよつと御挨拶を申し上げます。

今回行政管理局の政務次官に就任いたしました菊池義郎でございます。よろしくお願いいたします。

只今議題となりました行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回提案に相成りました行政機關職員定員法の一部を改正する法律案は、行政の簡素化、経費節約の方針に則り、昭和二十八年度の各省各庁の事業計画に即応して、必要最小限の増員を認めると同時に、事務処理の合理化、能率化等による欠員の整理等に伴う定員の縮減を行い、以て行政機關全般の定員の適正化を図ろうとするものであります。その内容は主要次の通りであります。

第一に、今回の改正によりまして、總理府及び大蔵、厚生、農林、通商産業、建設の五省は、その定員において縮小をみることになるのであります。その合計は千六百三十八人に相成ります。

又、法務、外務、文部、運輸、郵政、労働の六省は、その定員において増加をみる側であります。その合計が六千四百四十八人と相成ります。従いまして、各行政機關の総定員におきましては、六十八万九千五百八十一人が六十九万四千三百四十七人となりまして、

差引四千七百六十六人の増員となつて参ります。

次に、右の定員縮減の分について、その主なるものを事項別に申し上げます。

と、国立病院の地方移譲によるものが三百四十二人、賠償指定解除国有財産管理事務の減小によるものが二百人、水産業基礎調査員制度の廃止によるものが百十八人等でありまして、又定員増加の分については、その主なるもの

を申し上げます。郵政省に現に在職する賞金要員の定員法計上によるものが四千七百八十五人、これは大要多うございまして、旧軍人等の恩給復活のため

の事務増加によるものが五百九十九人、入国管理事務の増加による入国警備官等の増員による増加が五百二十七人、

私設保税地域の出願増加に伴う税關特派員増加が二百人等でありまして、

が、定員の増加と申しまして、現に在職する賞金要員の定員法計上の措置によるものがその大部分を占めますので、

職員純増は実際には殆んどないものといふことがございまして、

第二に、大蔵省、農林省及び通商産業省におきまして、事務の縮小に相当の日時を要するものにつきましては、

それらの事情を考慮の上、必要な員数の定員を一定期日を限りまして、経過的に新定員に附加して認めることといたしました。

第三に、海上公安局法施行の日の前日までの間は、海上保安庁が運輸省の外局として存続いたしますので、附則

でこれに必要な経過措置を規定いたしました。又、昭和二十九年三月三十一日までの間は引揚援護法が厚生省の外局として存続いたしますので、同じく附則で経過措置を規定いたしましたのでございまして。

なお、定員の縮小に伴いまして、四か月間を限りまして、新定員を越える員数の職員を定員のほかに置くことができることとしたし、実人員の整理を円滑に実施するための措置をとることとしたのでございまして。

大体以上が本改正法案の主な内容でございますが、これらはいずれも各省各庁の事業計画の実行を確保いたしますと共に、その規模の適正を期するため必要な措置でございます。

何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、詳細に亘りましては、係官から御説明申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) 続いて本法

案に対する補足説明を行政管理局次長から。

○政府委員(大野木克彦君) 只今提案

の理由を申し上げます。行政機關職員定員法の一部を改正する法律案につきま

して、逐条的に御説明申し上げます。

先ず第二条第一項の表を改正いたしまして、現行の合計六十八万九千五百

八十一人を六十九万四千三百四十七人としたことは、提案理由で

料の通りでございまして、必要によつて詳細は各省庁から御説明申し上げます。と存じますが、一応各省庁ごとの差引増減の概要を申し上げます。

資料を御覧願いたいと存じますが、初めて掲げましたのが総括表でござい

まして、内容は定員法の二条による区分に従つて、改正前のつまり現行の定員と改正後の定員との差引を表わして

おります。

先ず減員の方では、總理府では六百十三人の減となり、大蔵省では二百七

十六人の減、厚生省におきまして三百九十一人の減、農林省におきまして二百

三十人の減、通商産業省におきまして百二十人の減、建設省におきまして二十六人

の減となつております。

又、増員の方では法務省におきまして五百十七人の増、外務省におきまして

六十九人の増、文部省におきまして百五十四人の増、運輸省におきまして

八十五人の増、郵政省におきまして五千五百六十一人の増、労働省におきま

して十八人の増となつております。次に四枚目の内訳表を御覧願いたいと存じますが、これにつきまして各省におきまして主なる増減を申し上げます。と存じます。先ず一番先に總理府におきましては、本府におきまして旧軍人等に対する恩給復活に伴う増が八十人、(三)のところでございます。又

使用解除財産の補償等業務量の増大に伴う増が二百六十九人ございます。又内部管理事務の簡素化及び賠償指定解除物件返還業務の減少に伴います減が二百四十六人、それから業務量の小さい出張所を廃止、統合いたすことによりまして二百二十七人の減となつております。差引いたしまして調達庁全体といたしましては百九十五人の減となつております。

次に行政管理庁では監察事務の処理の合理化に伴ひまして三十五人の減となつております。

それから保安庁では海上保安大学校の学年進行に伴ひます増が八十人、それからヘリコプターの使用機数の計画変更に伴ひます減が四十六人、教育機関におきまます警備敷離関係養成人員の減少に伴ひます減が百七十二人、教育計画の縮小によります船員予備員の減少が三百三人、差引四百四十一人の減となつておりますが、これはいづれも現在の運輸省海上保安庁の分でございます。ここに掲げておりますのは、将来海上公安局法が実施されました場合に保安庁に移管される分として計上いたしておりますのであります。なお保安庁本来の職員は特別職とされておりますので、この法律による定員には入っておりません。

次に法務省でございますが、増の分といたしまして大村の第二入国者収容所が増設されました、そのために入国警備官二百二十七人の増、それから不法入国者及び不法在留者の違反調査事務の強化に伴ひます増が三百人、少年鑑別所分所新設等に伴ひます増が八十七人、それから次のページに行きまして、成人に対する保護観察制度の実施に伴ひます増が九十三人ございますが、この保護観察制度を強化するためにこれと表裏の関係にあります監視の業務から職員を移し替えることといたしまして、このため監視職員につきましては百八十人の減と相成つております。

次に外務省でございますが、在外公館の新設及び拡充に伴ひます増が九十四人ございます。なお御審議願つております海外移住局設置に伴ひまして六人増がございまして、減の方では、内部管理事務の縮小に伴ひます減が二十四人ございます。これは終戦直後において外国から帰還する在外職員の受入に要した事務等の減少したためでございます。

次のページに行きまして、大蔵省でございますが、私設保稅地域の出願増に伴ひまして税関の特派職員の増が二百人ございます。これは輸出入貿易の伸張に伴ひますもので、従来から漸増して来ておるものでございます。減の方では賠償指定解除国有財産管理事務の縮小に伴ひます減が二百人あります。又国税庁では、国税庁国税局、税務署全般に互ひまして事務処理の合理化を図りまして、二百六十一人の減をいたしております。

次に文部省におきましては、増加は殆んど国立学校の職員についてでございます。学部、学科等の増設に伴ひます増が七十五人、東京大学の応用微生物研究所の新設に伴ひます増が二十六人、合計百五十五人でございます。

次に厚生省では国立療養所の増床に伴ひます増が五十五人、国立光明堂の学級増加に伴ひます増が四十二人、それから麻薬取締事務の地方移譲に伴ひます減が百四十六人、国立病院の地方移譲に伴ひます減が三百四十二人

院の地方移譲に伴ひます減が三百四十二人でございます。

次に農林省でございますが、特定農業地域の振興事務の増加に伴ひます増が二十人、各事務の増加に伴ひまして本省で九十九人の増加を見ておりますが、減の方では農作物調査事務の処理の縮小に伴ひます減が九十八人のほか、食糧庁におきまます事務処理の合理化に伴ひます減が八十九人、水産庁における水産業の基礎調査制度の廃止に伴ひます減が百十八人等がございまして、

次に通商産業省では、航空機等の生産に関する事務の増加に伴ひます増が二十七人、公益事業の機関事務、電気ガス等の料金に関する聴聞制度でございますが、事務の減少に伴ひまして二十九人の減、アルコール専売事業の縮小に伴ひます減が四十六人等がございまして、他方特許庁におきましては、審査及び審判事務の増加に伴ひます増が三十一人ございます。これは最近におきまます特許申請の増加によるものでございます。

次に運輸省では航空交通管制、これは駐留軍へ派遣して訓練をいたすものでございまして、その実施に伴ひます増が百五人、東京国際空港を昨年七月一日から日本側で管理することになりましたので、これに伴ひます増が百五十一人ございます。それから航空気象業務の整備強化に伴ひます増が百二十三人で、いづれも航空関係事務の増加によるものでございます。

他方我が国航空の実施態勢強化によりまして、航空保安に関する駐留軍協力業務の減少に伴ひます減が百四十一人あります。

又教育機関における水路及び灯台関係職員の養成人員の減に伴ひまして八

十七人の減がございまして、

次に郵政省では旧軍人等に対する恩給の支給の復活に伴ひまして、その支給事務を郵便局が扱うことと相成りましたので、これに必要な五百十人の増をみております。それから電話設備の拡充に伴ひます増が七百九十八人、電気通信業務資金要員の定員化が四千七百八十五人増になつております。他方郵政省で受託しておる電信電話設備の一部を電々公社に移管することによりまして四百九十二人の減となつております。

次に労働省でございますが、公共企業体労働関係法が改正になりまして、従来の国鉄、専売、電信電話公社のほかに新たに郵政、林野等を初めとする政府の企業職員がこの法律の規制を受けることになりましたので、これが事務量の増加に伴ひます増が仲裁委員会と調停委員会を合せて二十八人でございます。

次に建設省におきましては僅かの減員で特に申上げることはいたしません。更に表のうちでございますが、法律の附則五項の関係を表にいたしましたものが最後にございまして、これは先ほど申し上げましたように総理府、保安庁の関係でございます。現在の運輸省、海上保安庁が附則第五項によりまして海上公安局が発足する日の前日までの間は存続いたしますので、これに基づきまして第二項第一項の場合のうちで、海上公安局に関する部分を海上保安庁の分として掲げたものでございまして、これによりますと実際には運輸省の定員は三百五十六人の減になるわけでございまして、

次に法律案に戻りまして附則の各項について簡単に申上げますと、附則の第一項におきましては施行期日を八月一日といたしております。

第二項は大蔵省関係の職員の縮減につきまします例外的な取扱でございますが、これは大蔵省本省の定員のうちで、地方財務局に勤務いたします賠償指定の解除を受けた国有財産の管理保全事務に従事する職員につきまします、これらの物件がその払下又は貸付が行われるのに従ひまして昭和二十八年年度中二百人を整理することといたしまして、その終期を本年十二月三十一日と予定いたしておりますが、それまでの間は二百人の職員を定員に附加することを認めることにいたしましたのであります。

第三項は水産庁の職員につきまします前項同様の例外的な取扱でございますが、これは水産業基礎調査員制度のうちで現地駐在員六十七人につきまします、その行います漁業事業体経営調査が十月一日から翌年九月末までを年度区分にいたしておりますので、現在の調査年度が終了いたします九月末日まで定員を附加して認めようとするものでございます。

第四項は、通商産業省の本省の職員につきまします、その例外的な取扱でございますが、これは貿易特別会計につきましますその業務処理の進捗状況から見まして、本年五月一日において五人を整理し、残りの六人を十二月末日まで定員を附加して認めようとするものでございます。

第五項は先ほど運輸省のところでも申上げました通り、海上公安局法が施行される日の前日までの間は、海上保安

庁が運輸省の外局として存置されますので、これに伴う定員関係の例外規定を認めたいのであります。

第六項は、先に成立を見ました厚生省設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律で、引揚援護庁を来年三月三十一日まで存続いたしますので、厚生省本省と引揚援護庁の職員定員について、来年三月三十一日までの暫定的な措置を定めたものであります。

次に第七項におきましては、各行政機関において、改正後の第二条第一項の規定による定員を超える職員、及び附則において経過的に認められました職員の定員を超える職員を、昭和二十八年十一月三十日までの間定員外として置くことができることとしたしまして、人員の整理を円滑に行うように措置いたしております。

最後に第八項でございますが、これは昭和二十七年法律第二百五十四号、行政機関職員定員法の附則第五項及び第六項と同様の規定を、本改正案の附則の第五項及び第六項で規定いたしておりますので、前の二項を削除することとして、これに対する項の整理をいたしたのであります。単なる技術上の改正でございます。

大体以上が本法案の内容でございます。

○委員長(小酒井義男君) 続いて本法案に対して杉田専門員の説明を求めます。

○専門員(杉田正三郎君) この法案の当委員会におきます取扱といたしましては、前国会にこの定員法を改正する法律案が付託になったのでござい

予算が成立することを前提といたしまして、今年の四月一日から施行するということになっておたのでござい

ます。大体案は前回と骨子は同じでございますが、前回の案と比べまして、異なっております。著しい一つの点は、前回は警察法の改正案、義務教育学校の職員法案等が提出されておりましたので、この二つの法律案が成立することを予定して、定員が今の法律案と変わるのでござい

ます。この二つの法律案と変わるのでござい。提議がないので、それに応じた数がこの法律案に漏れておる次第でござい

ます。結局するところ、前の法律案との法律案と比較いたしまして、総数の増減は、前の案には総数が三つとも説明がありまして、六十五万三千二百八十三名となつておりました

が、この法律案には六十九万四千三百四十七名となつておるのでござい

ます。なお現在の定員の総数は六十八万九千五百八十一名でござい

ます。なおこの際参考までにこの行政機関職員定員法というものはどうい

ておるのでござい

ます。そこでこの定員法の行政機関という範囲の外にある国の機関はどういうものであるかと申しますと、先ず内閣の統轄の下にある行政機関がこの定員法に、いわゆる行政機関でありますので、内閣のそれ自身の職員、内閣官房、内閣の法制局、人事院というものは、この定員法の適用範囲外になつております。又国の機関の中では国会、裁判所、会計検査院、これらのものはこの定員法の適用範囲外になつておるのでござい

ます。従つてこの行政機関職員定員法というものは、国の機関の職員の中の一部だけの職員に適用せられておるのでござい

ます。この外にある者、即ち今申しました内閣の直轄の下にある行政機関以外の国の機関は、すべてこの範囲外に属しております。のみならずこの職員というものは一般職を指しておりますので、従つて特別職は全部この外になつておるのでござい

ます。御参考までに数字を行政管理局のほうから承りましたので御報告申し上げておきますと、特別職は如何ほどの数があるかと申しますと、国会職員におきましては三千六百六十一名、これは特別職でござい

ます。それから裁判所の職員、これも特別職でござい

ます。二万二千八百四十二名でござい

ます。そのほか特別職といたしましては内閣総理大臣を初め各大臣、政務次官、官房長官、官房副長官、秘書官、宮内庁の職員の或る部分、或いは大使、公使といったような者がそのめばしい者でござい

ます。結局のところ、この改正法律案で、この行政機関職員定員法の総数は六十九万四千三百四十七名になつておりますが、それ以外に特別職は総数四万九千三百三十六名になつております。なお一般職でこの行政機関職員定員法の範囲外にある者を含めると、七十三万四千四百六名という数字になります。この特別職と一般職を合算いたしますと、八十八万七千二百二十二名という数字になるのでござい

ます。以上ちよつと御参考のために御説明申し上げます。○委員長(小酒井義男君) お諮りをしますが、本法律案に対する質疑は次回に譲ることにいたしたいと思います。如何でござい

ます。○委員長(小酒井義男君) それでは本法律案の質疑は次回に譲ります。

○委員長(小酒井義男君) 次に大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員の説明を求め

ます。○政府委員(森永貞一郎君) 只今議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

最近の税関事務の実情に鑑み、税関行政の整備拡充を図るため、今回東京及び長崎の二税関並びに税関研修所を新たに設置する等の必要があり

ます。で、この法律案を提出した次第であります。

先ず、東京税関の設置について申し上げますと、現在、東京税関支署は、東京港に関する税関業務のほか、東京都における合衆国軍隊の貨物等に関する税関業務、東京都に所在する保税地域の取締等を所掌しておりますが、その事務量は最近急速に増加し、又、羽田税関支署は、最近における国際航空の充実に伴つてその重要性がいよ

うと増大して参つておるのでありますが、わが国の国際的信用を高め、今後ますます増加する事務の処理に万全を期するため、これらの税関支署を横浜税関から分離して、東京税関を設置しようとするものであります。

次に長崎税関について申し上げますと、現在の門司税関の管轄区域は、九州及び山口県に亘つておるのでありますが、他の税関に比し、海岸線が特に長大であり、密貿易の件数も多く、又、下部機関の数も他の税関に比して多大となつております。この際、一般事務量の増加に処し、特に沿海各地域における監視取締業務の充実を期し、且つ、今後における南方諸地域との貿易の円滑を図るため、戦前に設けられていた長崎税関を復活しようとするものであります。

次に税関研修所の設置について申し上げます。税関行政事務には、旅行者及び輸出入貨物の通関諸手続のみならず、貨物の検査鑑定、密輸の監視取締等複雑な事務が含まれており、特にこれらに關し第一線の職員が直接処理しなければならぬ事務が比較的多く、職員の資質能力が執務上に及ぼす影響が特に大きくなつております。従つて、限ら

れた定員で激増する事務を円滑に処理し、対外信用の高揚を図るため、税関研修所を創設し、組織的な指導訓練を行うこととしたのであります。

なお、以上のほか主計局及び税関の事務について所要の規定の整備を図ることとしたしました。

何とぞ御審議の上速かに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) 専門員から何か説明ありますか。

○専門員(杉田正三郎君) この大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、これも前国会で当委員会に附託になりまして、当委員会でも二回委員会を開きまして、結局討論採決に至りまして全会一致を以て可決されたのでござい

ますが、本会議に上程になる丁度さまでいところで衆議院が解散せられたので、遂に流れてしまつたというううないきさつになっております。

前回は提案になりました法律案とこの新たな法律案とを比較いたしまして異なる点は、この税関の新設は前の法律案の通りでございますが、今回の案には新たに税関研修所の新設が規定せられておるのでございまして、これが前回の法律案と異なる主な点でございます。

前の委員会ではいろいろ質疑応答がございまして、結局その要点の一、二を御紹介申し上げますと、この税関の新設に伴つては、予算も定員も全然増減がないという点が一つでございます。それから密貿易の状態でございますが、九州地方が非常に密貿易の数が多く、従つて従来の経験から見ますと門司の税関の管轄区域における密貿易の検挙数はどれほどかと申しまする

と、昭和二十五年年度には八百三十五件、二十六年度には六百六十二件、二十七年年度には四百五十五件というふうな数字でございまして、今まで門司税関で九州全般を管轄しておりましたのが、このたびこの法律案が成立いたしましたして長崎税関が独立いたしましたならば、これらの密貿易の取締も相当能率的な成績を示すことになるであらうというところが質疑応答で明らかになつた点でございます。以上御説明申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) 本法律案についても、本日は質疑を次回に譲ることになりましたと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小酒井義男君) それでは質疑は次回に譲ります。

○松永義雄君 希望だけお願いしておきたいのですけれども、今専門員の話から密貿易の事情のお話があつたのですけれども、数字的に且つどういう方法によつて密輸出入が行われているか、若し書面が資料が提出願えればお願いしたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 承知いたしました。

○委員長(小酒井義男君) では次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府委員の説明を求めます。

○政府委員(福永健司君) 只今議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。今国会に政府から別途提案いたしました恩給法の一部を改正する法律案が成立し、公布施行せられて、旧軍人軍属及びその遺族に恩給が給せられ

るようになりますれば、これら受給者の数は二百四十六万人の多数に達し、これらの人々に関する恩給事務は相当量の事務であるばかりでなく、その裁定のための審査及び各種具申、訴願等の複雑な事務を伴ひ、而もこれらの事務は、急速に処理しなければならぬ性質のものであります。従つて、このような多量にして複雑而も急速に処理しなければならぬような事務を処理する等のため、本年度におきまして総理府恩給局に職員八十名、臨時雇七百二名、計七百八十二名の新規増員を予定して、次第であります。かかる多数の職員を統御し、複雑、大量の事務を急速に処理するためには、局長の下に新たに次長一人を置き、次長をして局長を助け、局務を整理せしめ、局長をして局務全般を一層合理的に運営せしめることが必要であると存じます。

次に、総理府内部における図書管理に関する事務の取扱であります。現行の総理府設置法では、大臣官房で管理する図書は他の各省と異なり、単に大臣官房のみの所管に限られるように規定されておりますので、これを各省なみに改正して、大臣官房以外の図書についても管理し得るよう改め、以て総理府における図書資料の整備を図り、その管理の実を挙げる必要があると存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 本法律案につきましても質疑はその他の法律案同様次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小酒井義男君) それでは本日の委員会はこれにて散会をいたします。

午前十一時二十六分散会

六月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、総理府設置法の一部を改正する法律案

一、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改正に関する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(特別の職)

第五条の二 恩給局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

1 恩給法(大正十二年法律第四十八号)に基く普通恩給、増加恩給(第七項に基く増加恩給及び恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号。以下「法律第 号」という。附則第十九条の規定によつて年額を改定された増加恩給を除く。))又は扶助料で、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じたもの(以下本項において「年金恩給」という。))については、昭和二十八年十月分以降、その年額を左の各号による年額に改定する。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

一 第二号及び第三号に掲げる年金恩給以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれと対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

二 昭和二十六年九月三十日以前は給与事由の生じた年金恩給で恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百六号。以下「法律第百六号」という。附則第三項第二号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額

額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第三号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

三 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十

三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第三号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

2 前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

3 昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法上の公務員若しくは公務員に準

ずる者又はその遺族で、法律第八号附則第十六条、第二十号又は第二十六号の規定により恩給法に基く普通恩給又は扶助料を受けるものの当該普通恩給又は扶助料については、これらをその退職又は死亡の時に給与事由の生じたものとみなし、第一項中「法律第三号による改正前の恩給法の規定」とあるのは「恩給法の規定」と変更して、同項の規定を適用する。

4 第一項又は第三項の規定により年額を改定された恩給法に基く普通恩給を受ける者で法律第三号施行の際恩給法に基く普通恩給を受けていたものに恩給法第五十八

条ノ三の規定を適用する場合においては、その改定された年額の普通恩給（第三項の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者にあつては、法律第三号施行の際受けていた年額を同項の規定により改定した普通恩給）について法律第三号による改正前の同条の規定を適用した場合に支給することが出来る額は、法律第三号附則第六条第一項但書の規定にかかわらず、支給するものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

2 恩給法の一部を改正する法律

（昭和二十八年法律第三号）の一
部を次のように改正する。
附則第二十四条中「旧軍人、旧準軍人」を「旧軍人及び旧準軍人」に改め、「及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（旧軍人を除き、旧準軍人以外の準公務員を含む。以下本条において「退職公務員」という。）」「退職公務員及びその遺族の恩給については同表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については」及び「、それぞれ」を削る。
附則別表第三中中欄を削る。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額

仮定俸給年額

五五、二〇〇円	六四、八〇〇円
五七、〇〇〇	六六、六〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、二〇〇
六二、四〇〇	七二、〇〇〇
六四、二〇〇	七四、四〇〇
六六、〇〇〇	七六、八〇〇
六八、四〇〇	七九、八〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、八〇〇
七五、六〇〇	八八、八〇〇
七八、〇〇〇	九一、八〇〇
八〇、四〇〇	九四、八〇〇
八二、八〇〇	九七、八〇〇
八五、二〇〇	一〇〇、八〇〇
八七、六〇〇	一〇三、八〇〇
九〇、六〇〇	一〇七、四〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇

九六、六〇〇	九六、六〇〇
九八、六〇〇	九八、六〇〇
一〇三、二〇〇	一〇三、二〇〇
一〇六、八〇〇	一〇六、八〇〇
一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇
一一五、二〇〇	一一五、二〇〇
一二〇、四〇〇	一二〇、四〇〇
一二三、六〇〇	一二三、六〇〇
一二七、八〇〇	一二七、八〇〇
一三二、〇〇〇	一三二、〇〇〇
一三六、八〇〇	一三六、八〇〇
一四一、六〇〇	一四一、六〇〇
一四六、四〇〇	一四六、四〇〇
一五一、二〇〇	一五一、二〇〇
一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇
一六二、〇〇〇	一六二、〇〇〇
一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇
一七四、〇〇〇	一七四、〇〇〇
一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
一八六、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一九二、〇〇〇	一九二、〇〇〇
一九九、二〇〇	一九九、二〇〇

一一四、六〇〇	一一四、六〇〇
一一八、二〇〇	一一八、二〇〇
一二三、〇〇〇	一二三、〇〇〇
一二七、八〇〇	一二七、八〇〇
一三三、二〇〇	一三三、二〇〇
一三八、六〇〇	一三八、六〇〇
一四四、〇〇〇	一四四、〇〇〇
一四九、四〇〇	一四九、四〇〇
一五四、八〇〇	一五四、八〇〇
一六〇、八〇〇	一六〇、八〇〇
一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇
一七五、二〇〇	一七五、二〇〇
一八二、四〇〇	一八二、四〇〇
一九六、六〇〇	一九六、六〇〇
一九九、二〇〇	一九九、二〇〇
二〇五、二〇〇	二〇五、二〇〇
二一三、六〇〇	二一三、六〇〇
二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
二三〇、四〇〇	二三〇、四〇〇
二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
二四九、六〇〇	二四九、六〇〇
二五九、二〇〇	二五九、二〇〇

二〇六、四〇〇	二六八、八〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二〇、八〇〇	二九〇、四〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二三五、二〇〇	三一四、四〇〇
二四四、八〇〇	三二七、六〇〇
二五四、四〇〇	三四〇、八〇〇
二六四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
二七三、六〇〇	三六七、二〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九二、八〇〇	三九八、四〇〇
三〇二、四〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三二六、四〇〇	四四七、六〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三五〇、四〇〇	四八三、六〇〇
三六三、六〇〇	五〇一、六〇〇
三七六、八〇〇	五一九、六〇〇
三九〇、〇〇〇	五三七、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四一六、四〇〇	五七三、六〇〇
四三二、〇〇〇	五九四、〇〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四六三、二〇〇	六三四、八〇〇
四七八、八〇〇	六五七、六〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五一〇、〇〇〇	七〇三、二〇〇
五二八、〇〇〇	七二六、〇〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
五六四、〇〇〇	七七六、四〇〇
五八二、〇〇〇	八〇一、六〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する假定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千七百七十三倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六〇〇、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百八十倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ假定俸給額とする。

別表第二

	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	假定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	一六二、〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円
	一九二、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
	二二二、〇〇〇	二八八、〇〇〇
	二五二、〇〇〇	三三六、〇〇〇
	二八二、〇〇〇	三八四、〇〇〇
	三一二、〇〇〇	四三二、〇〇〇
	三四八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
	三八四、〇〇〇	五二八、〇〇〇
	四六八、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円
	五〇五、〇〇〇	六八四、〇〇〇
	五三四、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
	五六四、〇〇〇	七六八、〇〇〇
	六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
	七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
	七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
	九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

秘書官又はその遺族の恩給についてその恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六二、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百五十九倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を假定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が四六八、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十八倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を假定俸給年額とする。

別表第三

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	假定俸給年額
一一五、二〇〇円	一三八、六〇〇円
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一三二、〇〇〇	一六〇、八〇〇
一三九、二〇〇	一七五、二〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一一五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百三倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一八一、二〇〇	二三〇、四〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二五五、六〇〇	三四〇、八〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九八、八〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三七〇、八〇〇	五一九、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇
六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

昭和二十八年七月十四日印刷

昭和二十八年七月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局